

こども誰でも通園制度 (乳児等支援給付) 認定申請について

こども誰でも通園制度

制度概要

保育所や認定こども園等に通っていない未就園児のこども（生後6か月から満3歳未満）を対象に、月10時間の範囲内で保護者の就労要件等を問わず、保育所等に通園できる制度です。

※利用にあたり、事前に市町村の認定を受ける必要があります。

対象

利用日時点で生後6か月から満3歳未満のこども

- 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く
○保護者の就労状況は問いません ○3歳のお誕生日の前々日までの利用となります

利用可能時間

こども1人あたり月10時間まで

- 10時間を超えての利用はできません

利用可能施設や
制度詳細はこち
ら



利用料

利用を希望する施設へお問い合わせください

（生活保護法による被保護世帯や市民税非課税世帯等への負担軽減あり）
※給食費・おやつ代など別途実費負担が必要な場合もあります

施設での実施内容

- ・1回あたり2時間～5時間程度（実施施設により異なる）保護者と離れて他のこどもたちと一緒に過ごします。
- ・遊びや活動を通じて、成長や刺激をもらうことができます
- ・保護者も子育てから離れて、リフレッシュできます
- ・子どもの発育状況や離乳食等について、保育士へ相談ができます



利用者からのご意見

- ・家庭以外の環境で同年代のこどもと触れ合うことで、子どもの成長を感じることができた
- ・他の保護者や保育士と交流し、子育てに関する情報交換ができる場となった
- ・育児から一時的に離れることができ、気分転換をすることができた

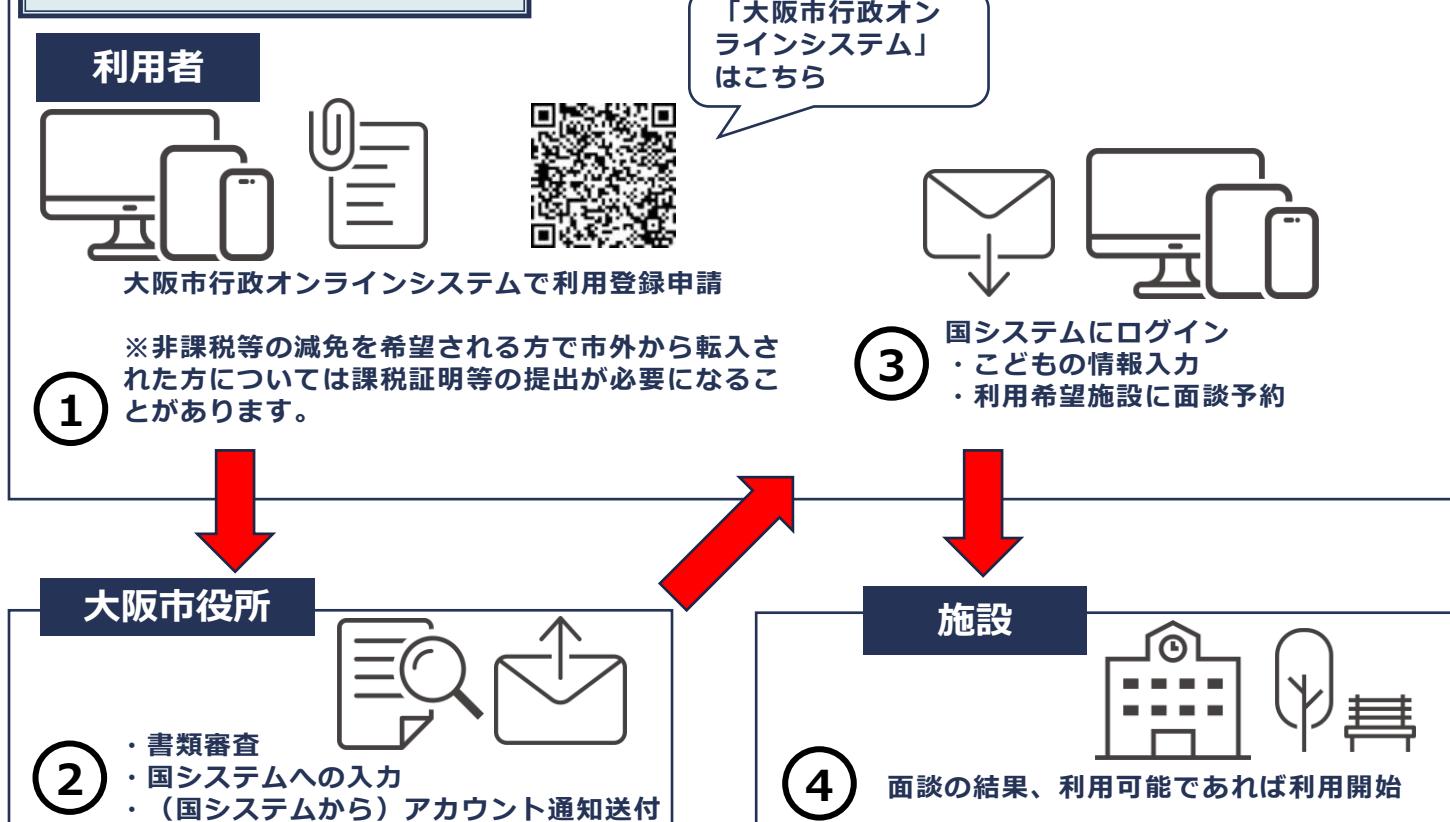
担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階北側

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ

電話06-6208-8037

利用申請の流れ（イメージ）



利用可能施設の一覧（令和7年10月現在）

【北区】太成学院天満幼稚園、きたの旭ヶ丘学園、りありのきつず大阪 【福島区】玉川ひばりこども園、下福島幼稚園、和光園くすのき 【中央区】はぐくみステーション谷町中央保育園 【西区】あけぼのほりえこども園 【大正区】ファミリーチシマ、ファミリージュニア 【浪速区】浪速第1保育所 【西淀川区】Kiddy Passたかのざと園 【淀川区】加島第1保育所 【東淀川区】聖愛園、あすなろ 【東成区】みんなの里いもほいくえん、明の守たまつ保育園あきのもり・ももクラブ 【城東区】はぐくみステーション関目中央保育園 【住之江区】みさきようちえん、中かがや KIDS STATION 【住吉区】万代幼稚園、ひまわり幼稚園、万代幼稚園第二教室、住吉乳児保育所

ご注意いただきたいこと

- ・利用施設と市で必要な情報を相互提供することができます。
- ・認定申請は保護者の住所地で申請してください。
給付認定にあたり、住民登録や市民税等の公簿を閲覧し、確認します。
- ・大阪市が認定し、国システムへ入力すると国システムからアカウントが発行され、次のアドレス : info@mail.cfa-daretsu.go.jpから「【子ども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」のメールが届きますので、メールの記載に従い国システムのパスワード変更等の処理と利用するお子さんの情報について入力をお願いします。
- ・施設を利用する前に、利用施設において事前面談が必要です。
- ・利用するお子さんに障がいや医療的ケア、アレルギー等がある場合は事前面談の際にその旨をお伝えいただき、施設が求める書類をご提出ください。
- ・事前面談の結果、受け入れが困難であると判断された場合は利用できない場合があります。
- ・申し込み状況によっては、希望どおりの利用ができないことがあります。
- ・利用にあたっては、保護者が責任をもって送り迎えをお願いします。